平成２２年（フ）第２１４号
鹿児島県霧島市隼人町真孝82番地
破産者　有限会社ストアーフジタ
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
埼玉県東松山市箭弓町１丁目17番９号
破産者　三光商事株式会社
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６７８号
東京都八王子市大和田町６丁目24番５号セゾン・ド・リヴェール102号、住民票上の住所神奈川県川崎市多摩区枡形５丁目11番３号
破産者　西野　　敬
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４７号
東京都小平市学園西町３丁目22番17号
破産者　有限会社成才工業
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４８号
東京都小平市学園西町３丁目22番17号
破産者　成田　大樹
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８０９号
岐阜県山県市赤尾１番地55
破産者　寝具のまる元こと　元島　　登
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０２号
兵庫県明石市大久保町大窪1740番地の１
破産者　有限会社食品館新鮮太郎
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
神戸市西区樫野台６丁目１番地の48
破産者　株式会社西神タカハラ
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
神戸市西区王塚台３丁目36番地の５
破産者　有限会社福島機設工業
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第７０１号
奈良県天理市勾田町433番地の13
破産者　株式会社岡田土木
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
高知県土佐市塚地379番地１
破産者　ＳＫ株式会社
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３８号
熊本県天草市牛深町3473番地11
破産者　株式会社山重海産
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３４５５号
札幌市西区宮の沢４条５丁目19番40―502号
破産者　久保さおり
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４７号
札幌市中央区南11条西23丁目３番30号
破産者　渡会　　徹
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７３号
札幌市厚別区大谷地東５丁目７番10号　大谷地病院内
破産者　宮田　雅昭
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６５号
札幌市北区新琴似８条８丁目１番６号
破産者　畠中　茂樹
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
山形県新庄市千門町15番21号
破産者　小林真寿美
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第４号
山形県最上郡最上町大字向町532番地の12
破産者　松田　欣彌
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第６５１号
埼玉県久喜市鷲宮中央１丁目23番17号
破産者　酒井　利夫
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目１番12号ウエストフラッツ201、旧住所埼玉県さいたま市緑区大字下野田950番地センターフィールド浦和美園弐番街903
破産者　吉村　充広
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目８番１号　パステルタウンＢ棟105、前住所埼玉県春日部市中央４丁目４番地７　クラーク春日部弐番館505号
破産者　福田　良郎
1　決定年月日　平成23年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係